

3つの請求パターン

障害年金を申請するタイミングによって、いつの診断書が必要なかが異なります。

①本来請求

タイプの説明	必要な診断書	支給開始月
障害認定日から1年以内に申請する場合	障害認定日から3ヶ月以内の症状で作成された診断書1枚	障害認定月の翌月



② 遡及請求

タイプの説明	必要な診断書	支給開始月
障害認定日から1年を経過してから申請する場合	障害認定日から3ヶ月以内の症状で作成されたものと、申請時の3ヶ月以内に作成された診断書、合計2枚の診断書	障害認定月の翌月



③事後重症

タイプの説明	必要な診断書	支給開始月
障害認定日に障害等級に不該当だったが、それ以降 65 歳までに障害に該当した時に請求する場合	申請時の 3 ヶ月以内の症状で作成された診断書 1 枚 ※請求も 65 歳に達する日の前々日までに 行うこと	請求月の翌月

